

禁止条約に参加する日本政府に変えるために

土田弥生

日本原水協／事務局次長

★禁止条約の歴史的意義

- 核兵器が初めて違法化された
- 世界の変化、民主主義の勝利
- 禁止条約が力を持っている
 - * 「法的禁止の確立自体が将来の廃絶に必要な基礎として重要である」
(オーストリアの発言)
 - * 人々に確信を与える

★ICANのノーベル平和賞受賞

- 被爆者と世界の長年にわたる核兵器禁止・廃絶の努力が世界に認知された
- 核兵器禁止・廃絶の課題を緊急に行うべきとのメッセージ
ノーベル委員会委員長による授賞理由

「北朝鮮のように核兵器を獲得しようとする脅威」が高まっていると名指しで非難。米など核保有5大国にも「次は核保有国が核のない世界に向けて関与すべきだ」と、核兵器削減への「真剣な交渉」を促した。

★条約採択後の第一委員会の審議にみる情勢

- * 条約推進国：禁止条約の早期の発効に向け、各国に署名・批准の呼びかけ
 - 「多国間軍備撤廃交渉の前進」決議→禁止条約の全面展開

- * 保有国：禁止条約に敵対的、しかし、条約を無視できない
 - 米国—禁止条約を全面否定。核軍縮の条件作りが必要、抑止力が平和と安全を守る。
信頼できる検証メカニズムがない、NPTに害悪を与える。

* 核の傘の国：29カ国グループ

- 条約については言及なし、だんまり作戦？言及できない
- 漸進的アプローチを強調、安全保障を考慮すべき。NPTが中心、保有国の関与するアプローチがよい

- * 論戦にも、禁止条約の力、条約が作り出した積極的な機運がある。

オーストリア発言による保有国への反論

- NPT と完全に矛盾しない。条約は NPT ですすでにある禁止を再確認し、核兵器国が 6 条の義務を遂行する道を確認する。
- 条約は検証を核軍縮の具体的な措置に不可欠な原則として再確認しているが、保有国が交渉に参加しないことを考慮し、彼らが条約に加入する際に具体的な検証措置を決めるために、この段階で詳細を具体化するのをやめ、むしろ保有国の意見を含める余地をつくった。
- 抑止力が安全保障を守る—まちがい。北朝鮮の状況が示している。条約は例外なく誰もにとってより安全な世界をつくることに貢献する。

★日本決議「核兵器の全面的廃絶に向けて新たな決意の下での共同行動」

—河野外相 YouTube

北朝鮮問題を差し迫った脅威とし、安全保障問題に取り組みなければ核軍縮はできない。プロセスには保有国も含め共通の基盤が必要→NPT や NPDI で行う（河野外相）

—問題点

- * 核兵器禁止条約に言及なし
- * 北朝鮮への厳しい表現を強め、他の核保有国の核軍縮義務について大幅に薄めている。
「NPT 第 6 条のもとですべての締約国が責任を負う、核軍縮につながる自国核兵器の完全廃絶を達成するという」核兵器国による明確な約束を再確認する→「」内が削除
- * 核兵器の非人道性に関する表現を大幅に後退させている
（「いかなる核兵器の使用」の非人道性から「いかなる」を削除）
- * 2016 年共同提案国から 31 カ国減る、代わりに保有国が提案国になっている。
禁止条約推進国が決議に反対の可能性？

★北朝鮮問題について

- 「核兵器が人類の生存そのものを脅かしていると言っても言い過ぎではない」
（アイルランド）
- 「核兵器の使用は想像もできないことになるべきだ。使用威嚇も決して許されない」「しかし今日、核兵器に関する懸念は、冷戦の終結以来最高レベルに達している」（国連事務総長、国連総会一般討論）
- 「一触即発。核戦争も起こりかねない」（第一委員会での北朝鮮の発言）

★今後の展望

- 禁止条約の署名・批准の行方が焦点
- 2020 年 NPT 再検討サイクル→核保有国が 6 条の義務・約束の実行
2018 年第 2 回準備委員会
- 2018 年 5 月 14 日—16 日 核軍縮に関するハイレベル会合

★これからやるべきこと

一条約が早期に発効するように、各国で署名・批准を進める運動を発展させる

現在、署名 53、批准 3

早期の発効を考えれば、国民からの突き上げが足りない。

決定的な推進力＝各国の世論と運動！

* 禁止条約のことを知らせ、力にする

* 被爆者を先頭に、核兵器の人道的結末を日本と世界で国民レベルで広げる

ポルトガル

核兵器の人道的結末から、核兵器のない世界の実現を頑固に追求し続けなければならない。それは道徳的な責務である。

* ヒバクシャ国際署名の推進で、核兵器禁止・廃絶の世論をつくる

* 日本の運動の役割を果たす

→ 日本政府の態度を変えさせる

被爆者派遣、被爆組写真の普及など

* 様々な課題・運動や広範な団体と協力・共同を広げる

→ 日本政府の態度を変える

→ 北朝鮮の核問題の解決

話し合いによる平和的解決を求める

日本も含め、東アジア地域でこそ、禁止条約に向けた努力が必要

中満泉上級代表（第一委員会開会の発言）

「一方で、多くの国が毎年軍事予算を増やし、軍備増強をしている下では、軍縮を通じた平和への道は、正しい安全保障状況が実現するのを待っていても、開かれていかない。逆に、軍縮措置が信頼を高め、緊張を減らし、より永続的で持続可能な安全保障メカニズムを確立する余地をつくることのできるのだ」

2017年日本決議 核兵器の全面的廃絶に向けた新たな決意の下での共同行動

共同提案国 65 カ国 (2016 年) →46 カ国 : アフガニスタン、**アルバニア**、アンゴラ、オーストラリア、**オーストリア**、**ベルギー**、**ベリーズ**、ベニン、**ボスニア・ヘルツェゴビナ**、ブルガリア、**カーボベルデ**、**ブルキナファソ**、**カナダ**、チャド、**チリ**、**コロンビア**、**コスタリカ**、クロアチア、チェコ共和国、**ドミニカ共和国**、**コンゴ民主共和国**、**デンマーク**、エルサルバドル、エストニア、フィンランド、ジョージア、ドイツ、**ギリシャ**、**ガーナ**、**グレナダ**、**ハイチ**、ハンガリー、アイスランド、**アイルランド**、イタリア、日本、ケニア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、**マダガスカル**、マラウイ、**モーリタニア**、**モンテネグロ**、**マルタ**、**ミクロネシア連邦**、**モザンビーク**、**ネパール**、ニカラグア、**ナイジェリア**、**パラオ**、**パナマ**、パプアニューギニア、パラグアイ、**フィリピン**、ポーランド、ポルトガル、**モルドバ共和国**、ルーマニア、**サモア**、**セントルシア**、**サンマリノ**、**セネガル**、シエラレオネ、スロバキア、**スロベニア**、スペイン、**スワジランド**、**スウェーデン**、**スイス**、**トーゴ**、トルコ、**アラブ首長国連邦**、**イギリス**、**アメリカ**、ウルグアイ、バヌアツ

総会は、

核兵器のない平和で安全な世界を実現するとの誓約を再確認し、

2016年12月5日の70/49決議を想起し、

核不拡散条約 (NPT) が、国際不拡散体制の基礎として、ならびに核軍縮、核不拡散、原子力の平和利用という同条約の三本柱の追求のための重要な基盤として決定的に重要であることを再確認し、

また核不拡散体制の普遍性をさらに強化する決意を再確認し、核軍縮、核不拡散、原子力の平和利用は相互に強化し合うものであり、この体制強化に不可欠であることを想起し、

1995年NPT再検討延長会議、2000年、2010年NPT再検討会議の最終文書を想起し、

条約発効から 50 年となる 2020 年に開催される NPT 再検討会議と、2020 年会議に向けた再検討サイクルの重要性を強調し、

核兵器のない世界の実現に向けて多様なアプローチがあることに留意し、核軍縮・不拡散の実質的な進展をつくるために、すべての国の信頼再構築と協力の拡大が決定的に重要であることを強調し、

国際の平和と安全の強化と核軍縮の促進は、相互に強化し合うものであることを再確認し、

地域の安全保障をめぐる現下の動きについて懸念を表明し、**(2016年決議)** →

核兵器を含め大量破壊兵器の拡散や関連する拡散ネットワークによる地域安全保障状況における最近の進展や高まる危険に重大な懸念を表明し、

この文脈で、北朝鮮が違法な核実験や弾道ミサイル技術を使った発射を繰り返していること、北朝鮮が大陸間弾道弾用の水爆実験だと発表した **2017年9月3日**の核実験、**2017年8月29日**と**9月15日**の**2度**の弾道ミサイルの発射とそれらが日本を通過したこと、これらは、この地域と世界の平和と安全保障にとってかつてなく重大で差し迫った脅威となっており、**NPT** を中心とする体制に対する重大な挑戦であり、関連する安保理決議の明確で度重なる違反であることを想起し、北朝鮮の核兵器保有に対する国際社会の断固たる反対を繰り返し表明し、

2017年9月11日に採択された決議 **2375** を含め関連する安保理決議は、これら決議に違反する北朝鮮の違法な核・ミサイル実験に対する安保理の強固な反対を表明したものであり、北朝鮮がさらなる核実験や弾道ミサイル発射を行えば、重大な措置を取るとの決意の表れであることを認識し、

核軍縮における更なる進展は国際の平和と安全にとりわけ不可欠な国際核不拡散体制の強化に貢献することを再確認し、**(2016年決議)** →

さらなる国際核不拡散体制の強化が、国際の平和と安全にとって不可欠であることを再確認し、

軍縮のプロセスにおける各国の努力の究極的目標は、厳重かつ効果的な国際管理のもとでの全面完全軍縮であることに留意し、

1995年NPT再検討延長会議の決定と中東に関する決議、ならびに2000年および2010年NPT再検討会議の最終文書の重要性を強調し、さらに、中東に核兵器およびその他の大量破壊兵器と運搬システムのない地帯を、この地域の国家間が自発的に到達した合意と1995年の中東に関する決議に基づいて創設し、その目的のための関係国間の対話を再開することへの支持を再確認し、

核軍縮検証のための国際パートナーシップを含む、核兵器のない世界の追求に寄与しうる核軍縮検証能力の進展に向けた努力を歓迎し、この点に関して核兵器国と非核兵器国の協力の重要性を強調し、

軍縮会議における20年間の膠着状態を克服するための可能性を引き続き探る必要性を強調し、

アメリカ合衆国とロシア連邦の間に締結された「戦略攻撃兵器の一層の削減及び制限に向けた措置に関する条約」(新START条約)が、成功裏に実行されていることを歓迎し、

包括的核実験禁止条約機関(CTBTO)準備委員会の条約の署名開始以来20年にわたる業績、とりわけ国際監視制度と国際データセンターの設立における重要な進展を称賛し、

核兵器のいかなる(削除)使用が人道的に壊滅的な帰結を招くことを深く懸念し、全ての締約国が人道法を含む適切な国際法を順守する必要性を再確認し、同時に核兵器の使用を阻止するためあらゆる努力が図られるべきであることを確信し、

核兵器の使用が招く人道的に壊滅的な帰結が十分に理解されるべきであると認識し、そうした理解を広げるための努力が図られるべきであると留意し、

政治指導者による近年の広島と長崎への訪問を歓迎し、

また、また、核や放射性物質のテロが、依然として国際社会にとって緊急かつ増大する挑戦であることを想起し、核セキュリティにおけるIAEA(国際原子力機関)が果たす中心的役割を再確認し、

1. 万人にとってより安全な世界、核兵器のない平和で安全な世界を達成するために、全ての国が核兵器の全面廃絶に向けた共同行動に取り組む決意を再び新たにする。(2016年)→

1.この点で、すべての国が、軍縮を促進するためにNPT条約の前文で謳われている国際的緊張の緩和、国家間の信頼強化、国際核不拡散体制の強化を通じて、核兵器全面廃絶に向けた共同行動に取り組む決意を新たにする。

2. この点において、NPT第6条のもとですべての締約国が責任を負う、核軍縮につながる自国核兵器の完全廃絶を達成するという核兵器国による明確な約束を再確認する。(2016年)→

2.この点で、万人にとってより安全な世界、核兵器のない平和で安全な世界に向け、核保有国がNPT条約を全面的に履行するという明確な約束を再確認する。

3. NPTの全ての締約国が、同条約すべての条項下での義務を順守し、1995年再検討延長会議、2000年・2010年再検討会議の最終文書で合意された措置を実行するよう呼びかける。

4. 2017年5月ウィーンで、再検討会議の第一回準備委員会が開催されることに留意し、2020年再検討会議の成功に向けて、全ての締約国が最大の努力を尽くすよう促す。

5. NPTの普遍性を達成するために、同条約の非締約国に対し、ただちに無条件で非核兵器国として加盟すること、また、同条約に加盟するまでの間は、同条約の条項を順守するとともに、NPTを支持する実際的な措置をとるよう要請する。

6. 全ての国に対し、万人の安全の強化の原則に基づき、核兵器の全面廃絶に向けた更なる実際的で効果的な措置をとるよう呼びかける。

7. 核軍縮と核不拡散のための实际的で具体的、有効な手段を促進する有意義な対話を引き続き行うよう、すべての国に（核兵器国と非核兵器国に←2016年）奨励する。

8. 核兵器のいかなる（削除）使用によって生じる人道上の帰結に対する深い懸念が、核兵器のない世界に向けた全ての締約国による努力を引き続き支えていることを強調する。

9. ロシアと米国が、自国の備蓄核兵器を大幅に削減するために、速やかに交渉を開始し、早期に完結させることを呼びかける。

10. 一国によるもの、二国間、地域間あるいは多国間の措置を通じて、全ての核兵器国が、配備あるいは非配備に関わらず、あらゆる種類の核兵器を削減し究極的に廃絶するよう要請する。

11. 全ての締約国に対し、核軍縮・不拡散プロセスに不可逆性、検証可能性および透明性の原則を適用するよう求める。

12. 核兵器国に対し、引き続き定期会合を行い、2020年NPT運用検討プロセス全体を通じて、核軍縮努力の一環として、削減・解体された核兵器及び運搬手段に関するより頻繁で詳細な報告を提出することを含め、核軍縮の促進、透明性と相互信頼の向上の努力を強めることを奨励する。

13. 全ての国に、国際緊張の緩和、国家間の信頼強化、自国の軍事・安全保障構想、ドクトリン、政策へのさらなる考慮を可能にするうえで必要な環境をつくることをよびかけ、全ての関係国が、核兵器の役割と重要性を低減させるために、引き続き自国の軍事・安全保障構想、ドクトリン、政策を再検討するよう呼びかける。

14. 明確で法的拘束力のある安全保証の確約を核兵器国から受けることが、NPTの締約国であり核不拡散義務を順守している非核兵器国の正当な利益であることを認識する。これは核不拡散体制を強固にするものである。

15. 核兵器国の側の意見にも留意しつつ、1995年4月11日の安保理事会決議984を想起し、全ての核兵器国が安全保証に関する既存の約束を十分に尊重するよう呼びかける。

16. 当該地域の国家間で自由に合意された取り決めと、軍縮委員会の1999年のガイドラインに基づき、必要に応じてさらなる非核兵器地帯の創設を促す。また、消極的安全保証を含む関連議定書の調印・批准によって、核兵器国が非核兵器地帯の状況に関して法的拘束力のある個々の約束を行い、これらの条約の締約国に対して核兵器の使用または威嚇を行わないようにすることを認める。

17. 核兵器を保有するすべての国に対し、意図せぬ核爆発のリスクに包括的に対処するために必要なあらゆる努力を行うよう求める。

18. 当該地域の国家間で自由に合意された取り決めと1995年中東決議に基づき、核兵器を含むすべての大量破壊兵器とその運搬システムのない中東地域の創設に向けたさらなる努力と、そのための関係諸国による対話の再開を奨励する。

19. 北朝鮮による核実験を鑑み、北朝鮮が付属2に該当する国家であること、北朝鮮が実験を続ける限りCTBTの発効は不可能であることを認識し、核爆発実験や他の核爆発に関するモラトリアムの普遍的な順守が死活的に重要であり緊急であることを強調する。そして、北朝鮮に対し、すみやかに、他国がそうするのを待つことなく、この条約に署名、批准することをよびかける。

以下 省略